

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」に則り、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等の人材投資を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて物価高騰などによる対応はもちろんの事、役割と成果に応じた評価及び報酬制度を原則とし、優秀な人材の獲得、離職率の低下に向けた労働条件改善、人への投資（人的資本経営）を通じた生産性向上などによる企業の持続的成長のための賃金体系の見直しに取り組むとともに、人材投資については、経営理念の実現に向け、それぞれの分野におけるカウンセリング力・専門性・及びリーダーとしての能力を高めるための教育・研修・イベントなどをさらに拡充し、教育訓練等についての充実に取り組んでまいります。また、就業しやすい職場環境を継続するために、心身の健康を維持するための社内ツールのさらなる充実、及び専門機関との連携を強化することにより、人に優しい健康経営を進めてまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言の登録日

【令和6年12月5日】

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/80817-10-00-hiroshima.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、「お客様の生活に豊かさと余裕を提供する」という経営理念に基づき、事業を通じた地域社会へのさらなる貢献を図るとともに、社会と環境の様々な課題に向き合い、ステークホルダーの皆様との対話を通じて、SDGs（持続可能な開発目標）の発展に貢献する企業を目指します。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和6年12月9日

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一